

資料編

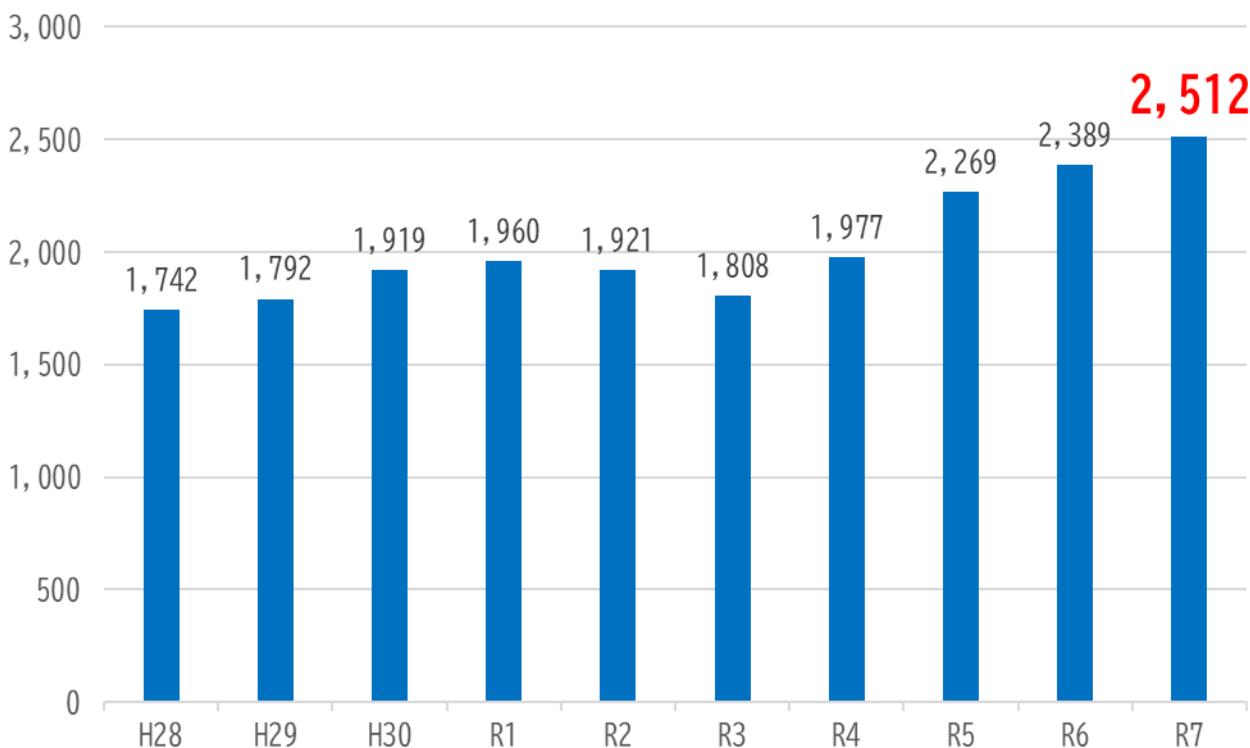
【 目 次 】

- 1 在留外国人数 P12
- 2 在住者の在留資格の状況 P14
- 3 外国人労働者の状況 P15
- 4 教育分野等における外国青年の活用 P17
- 5 教育分野等における在留者の状況 P18

1 在留外国人数

(1) 国籍・地域別外国人数

福島市の外国人在住人口の推移



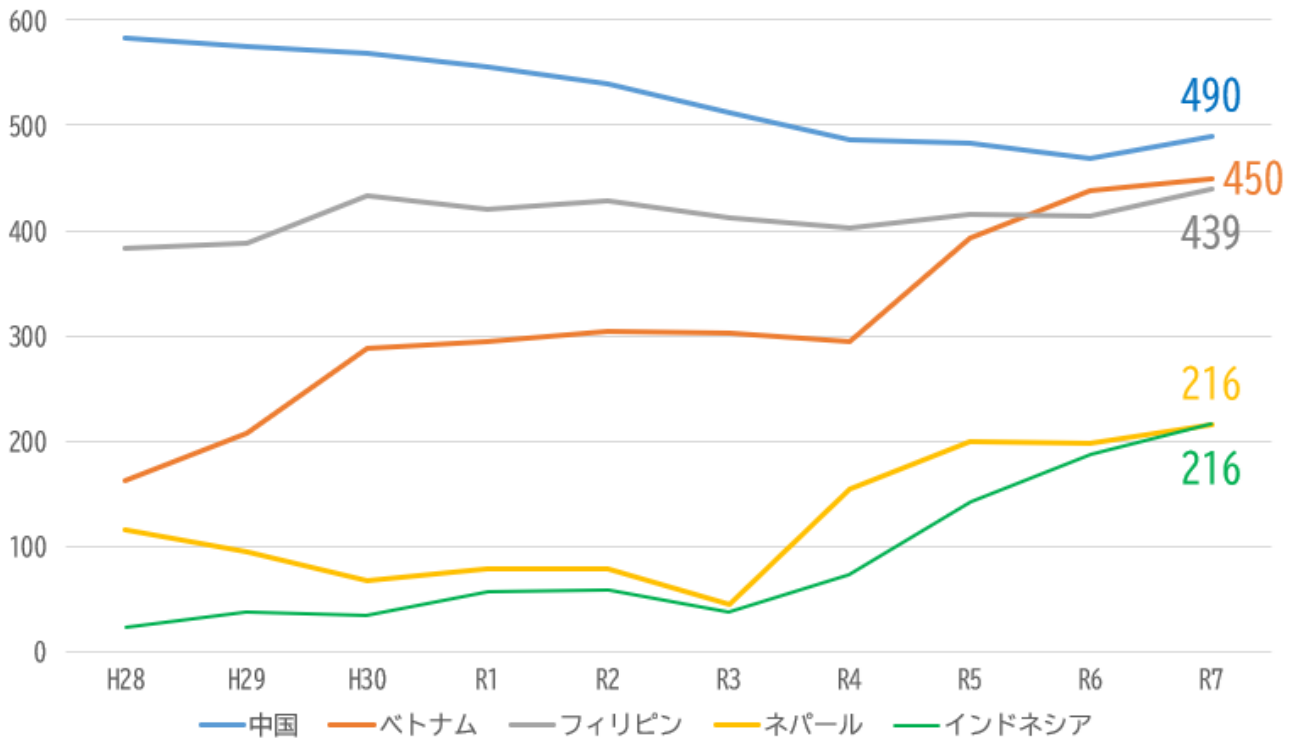
国・地域名/年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中国	583	575	568	556	539	512	486	483	468	490
ベトナム	162	207	288	294	304	302	295	393	438	450
フィリピン	383	388	433	421	429	413	403	416	414	439
ネパール	116	95	67	79	79	45	154	199	198	216
インドネシア	23	38	35	57	59	38	74	142	188	216
その他	475	489	528	553	511	498	565	636	683	701
合計	1,742	1,792	1,919	1,960	1,921	1,808	1,977	2,269	2,389	2,512
対前年同月 増減数(人)	102	50	127	41	▲39	▲113	169	292	120	123
対前年同月 増減率	6%	3%	7%	2%	▲2%	▲6%	9%	15%	5%	5%

※各年 10 月末日時点

※福島市データブック#89も併せてご覧ください



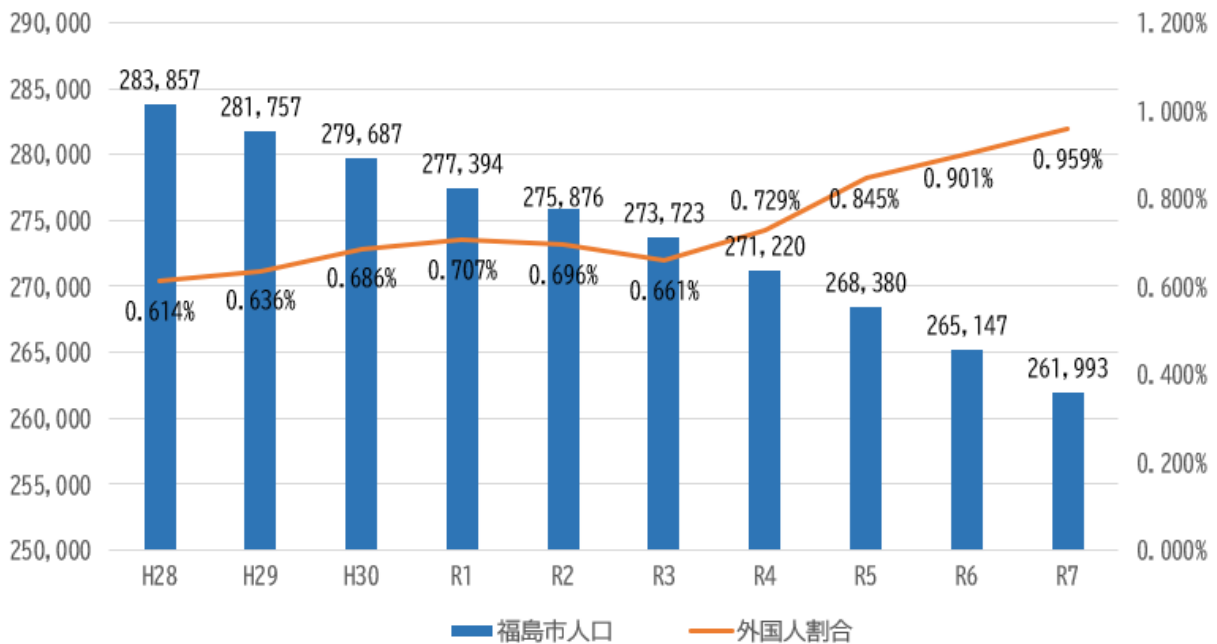
福島市の国籍別在住人口の推移 (各年10月末現在)



※福島市データブック#90も併せてご覧ください

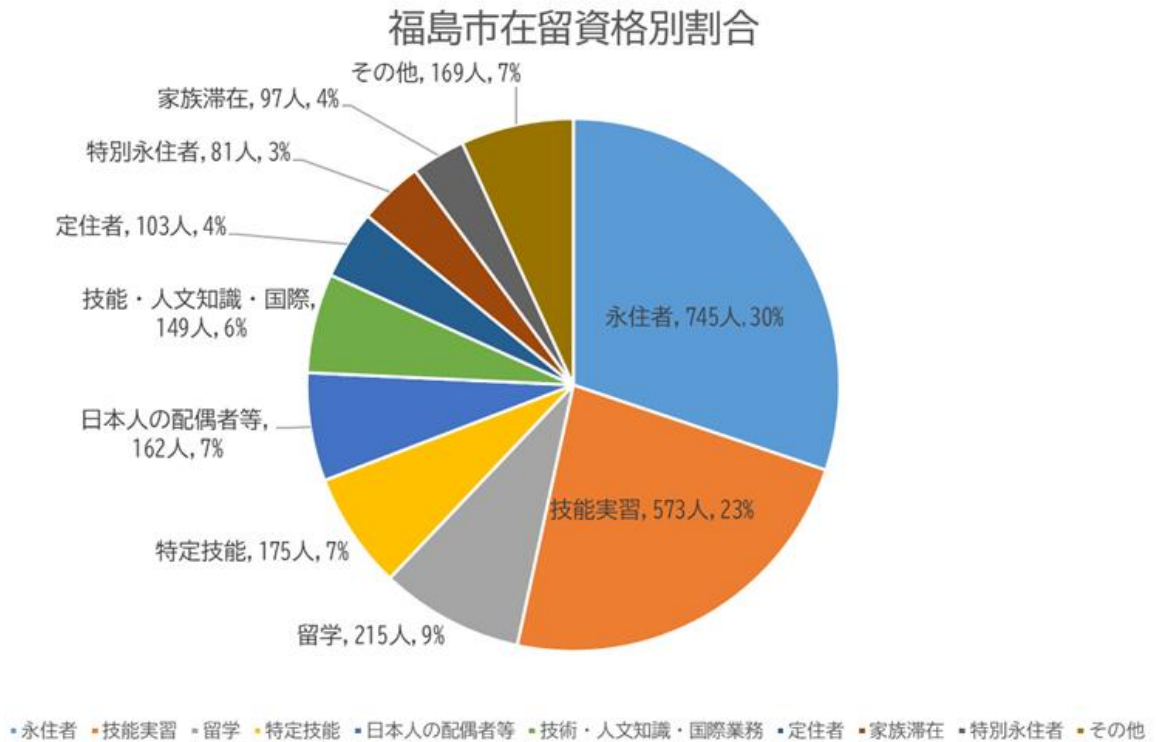


人口に対する在住外国人の割合 (各年10月末現在)



2 在住者の在留資格の状況

(1) 在住者の在留資格の状況



出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」2025年6月末現在

【在留資格と用語説明】

在留資格	日本において行うことができる活動又は有する身分・地位	在留期間
①永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
②技能実習	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間
③留学	大学や高等専門学校、高等学校、小中学校等、専修学校等において教育を受ける活動	～4年3月
④特定技能	企業の人材確保が困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し経済活動の即戦力となる者	～5年
⑤日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	～5年
⑥技術・人文知識・国際業務	公私の機関との契約に基づき、自然科学や人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務等に従事する活動	～5年
⑦定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定期間指定し居住（日系3世等）	～5年
⑧特別永住者	入管特例法に定められた者（在日韓国人、朝鮮人等）	無期限
⑨家族滞在	在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子	～5年

3 外国人労働者の状況(福島労働局発表資料より)

○外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

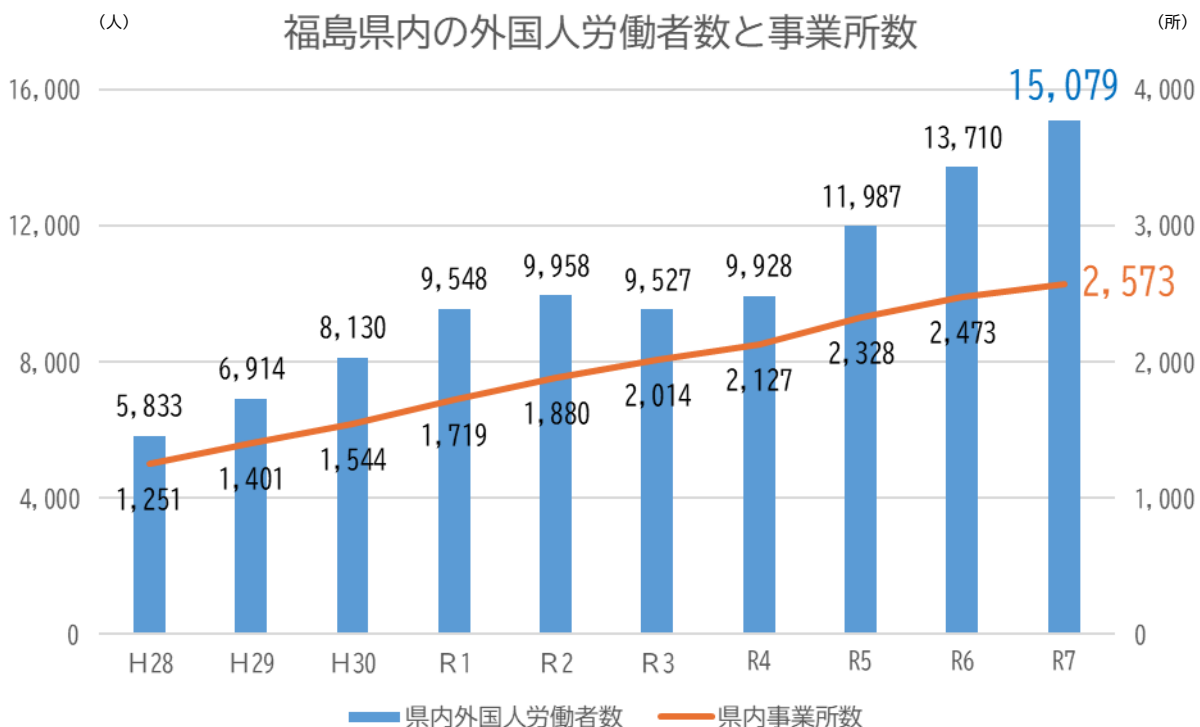
	事業所数(所)		構成比(%)	外国人労働者数(人)		構成比(%)
		うち派遣・請負事業所【比率(%)】			うち派遣・請負事業所【比率(%)】	
福島公共職業安定所	483	45【9.3】	18.8	2,599	363【14.0】	17.2
福島県計	2,573	181【7.0】	100.0	15,079	1,895【12.6】	100.0

※令和7年10月末現在

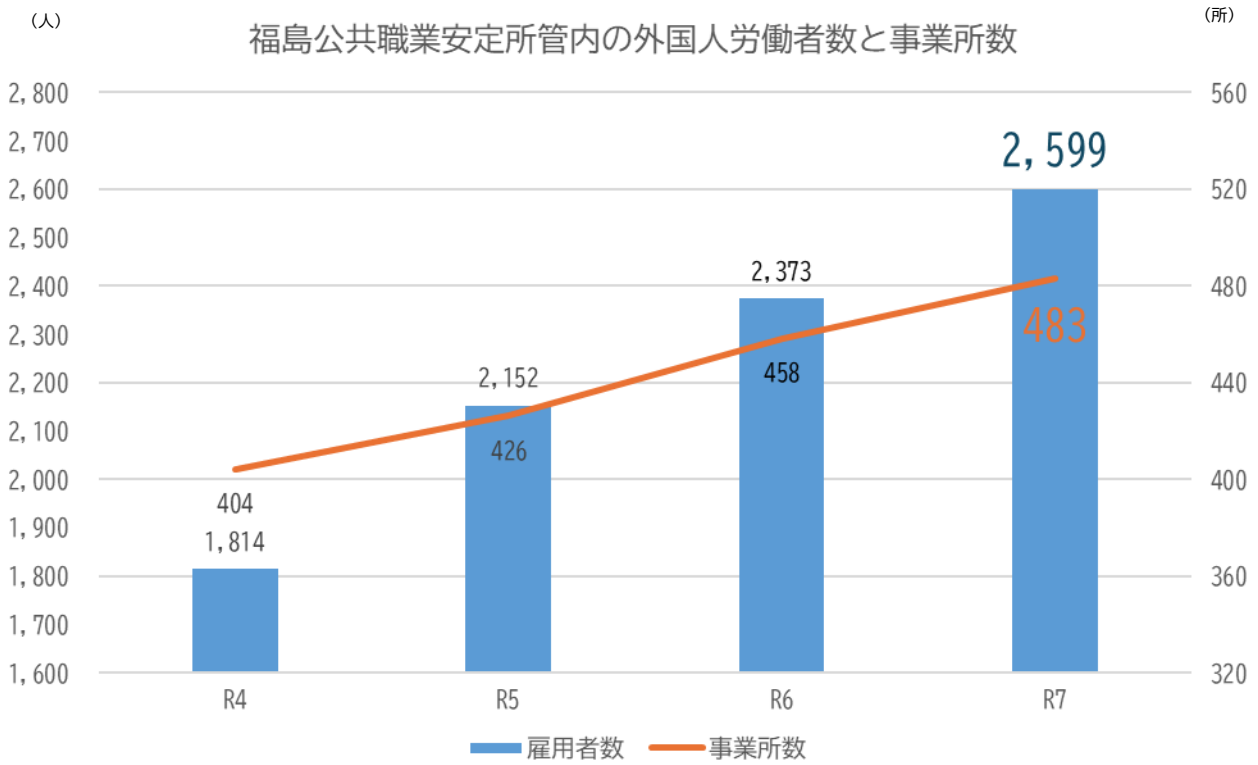
◇県外国人労働者の内訳(国籍別・業種別の上位3項目)

国籍	人数(人)	うち派遣等(人)	構成比(%)
① ベトナム	4,780	435	9.1
② フィリピン	2,584	391	15.1
③ インドネシア	1,784	119	6.7

業種	人数(人)	構成比(%)
① 製造業	5,250	34.8
② 卸売業/小売業	2,419	16.0
③ サービス業	1,751	11.6

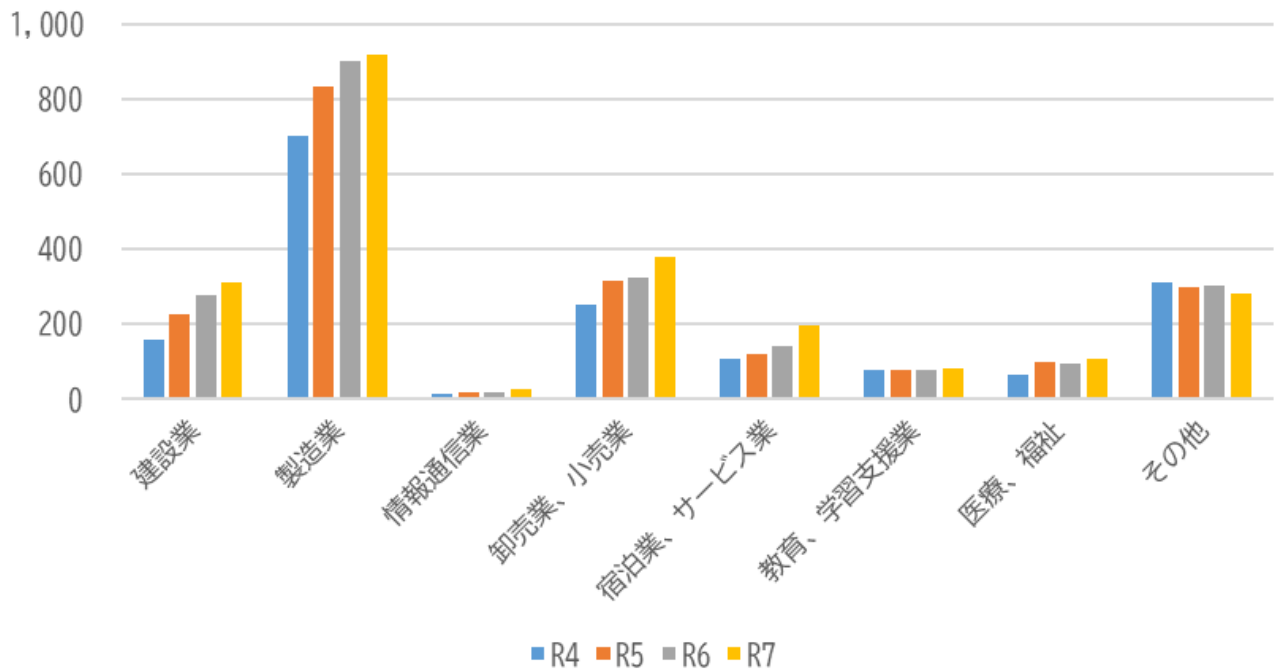


◇福島公共職業安定所管内（福島市・伊達市・伊達郡）の外国人労働者数と事業所数の推移



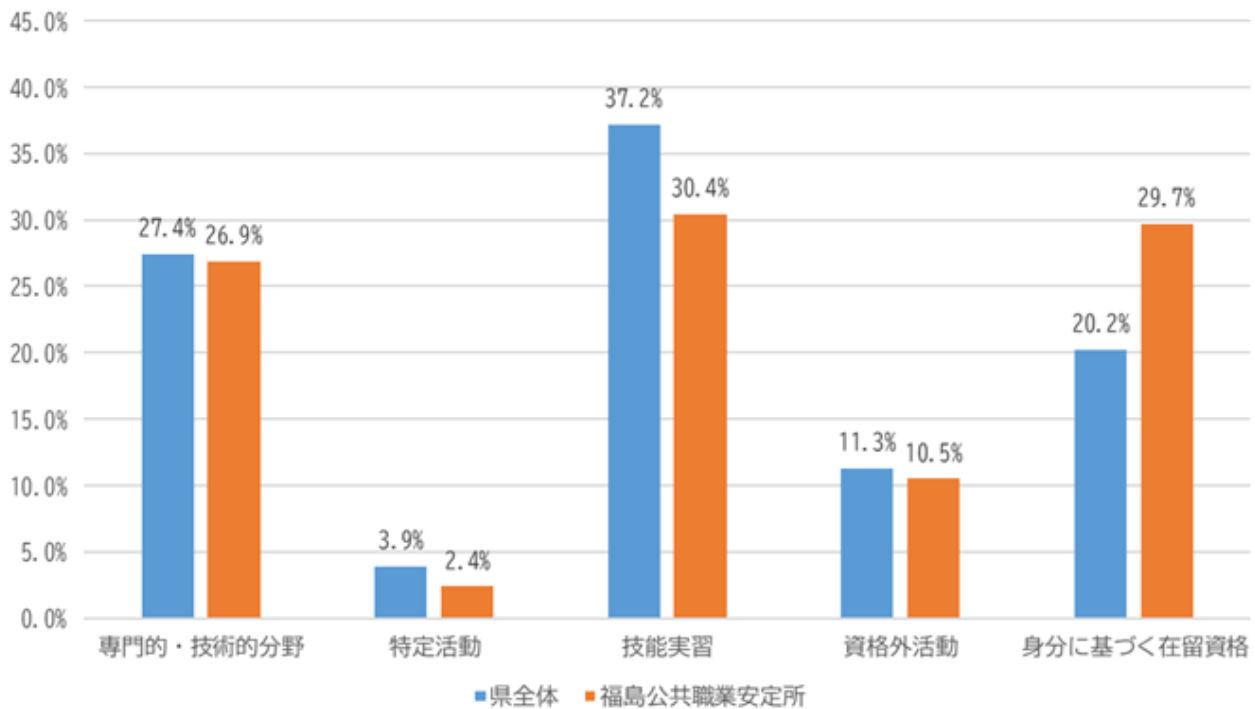
◇福島公共職業安定所管内の外国人労働者業種の内訳

福島公共職業安定所管内の外国人労働者業種内訳



◇福島県内と福島公共職業安定所における外国人労働者比較

福島県内と福島公共職業安定所における外国人労働者比較



4 教育分野等における外国青年の活用

(1) 「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」

外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流の進展を図るため、総務省、外務省及び文部科学省の協力のもと福島市において海外青年を招致しています。

【福島市の任用状況】

区分	出身国	任用者数	主な職務内容
ALT（語学指導助手）	アメリカ、カナダ他	18人	小中学校での外国語授業等の補助等
CIR（国際交流員）	カナダ	1人	市国際交流関係事務の補助等

※令和8年4月現在

※上記のほか、ALTとしてJETプログラム修了者1人を市教育委員会において任用しています。

5 教育分野等における在留者の状況

(1) 市内大学の留学生受け入れ数

【令和7年10月現在】(福島大学「令和7年度留学生数」より)

福島大学 93人 (中国32人、マレーシア16人、ベトナム15人、他)

(2) 本市小・中学校における海外帰国者・海外国籍者 (R7年5月現在)

区分	人数	内訳
①日本国籍を有する海外帰国等の児童・生徒	4人	小学校3人、中学校1人
②外国籍の児童・生徒	20人	小学校14人、中学校6人
合計	24人	

※合計24人うち、日本語指導が必要な児童・生徒 合計 13人